

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 13 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 御中

厚生労働健康・生活衛生局生活衛生課

ビルクリーニング分野における特定技能外国人に係る「従事できる業務」
の質疑応答集（Q & A）について

ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務については、「ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務について（令和 5 年 10 月 17 日ビルクリーニング分野特定技能協議会決定第 1 号。以下「決定」という。）」及びジョブディスクリプション（職業記述書）によりお示ししてきたところです。

今般、ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務の範囲に関して寄せられる主な問い合わせ事項について、別紙のとおり質疑応答集（Q & A）として取りまとめました。

つきましては、今後、ビルクリーニング分野における特定技能外国人に係る「従事できる業務」については、上記決定及びジョブディスクリプションに加え、本 Q & A も参照いただくとともに、関係者への周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本 Q & A の内容については、出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添えます。

参考

- ・ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務について（令和 5 年 10 月 17 日ビルクリーニング分野特定技能協議会決定第 1 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001157540.pdf>
- ・ビルクリーニング分野 ジョブディスクリプション（職務記述書）のページ
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/buildingcleaning.html>

質疑応答集（Q & A）

Q 1 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が従事できる「主な業務」である「建築物内部の清掃」について、どのような清掃が該当しますか。

A 1 「技能評価試験の合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務」が該当します。

上記の「技能」及び「清掃の対象」には、次の要素を満たす清掃業務が該当します。

- ・ 清掃に要する技能が、特定技能 1 号評価試験の試験範囲に含まれていること
※ 詳細な試験範囲については、「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験実施要領」の「別紙 2」を御確認ください
- ・ 清掃の対象が「多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部」であること

Q 2 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が従事できる「主な業務」である「建築物内部の清掃」における「建築物」の定義はありますか。

A 2 建築基準法第 2 条第 1 号の規定により定義される「建築物」を指します。

Q 3 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、建築物衛生法の規定による「特定建築物」に該当しない用途の建築物（例：病院）や、「特定建築物」に該当しない規模の建築物（例：延べ床面積 3,000 m²未満）の内部の清掃業務に従事することは可能ですか。

A 3 可能です。清掃対象が「多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）」であれば、その用途や規模が特定建築物に該当するものである必要はありません。

Q 4 清掃業務以外のビルメンテナンス業務を合わせて請け負っている営業所が特定技能所属機関となる場合、ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、「主な業務」として、「建築物内部の清掃」ではないビルメンテナンス業務（空気環境管理、給排水管理、害虫等防除、産業廃棄物処理、機器運転保守業務、警備等）に従事することは可能ですか。

A 4 特定技能（ビルクリーニング分野）は、「建築物内部の清掃」に従事するために必要な技能を有することが技能評価試験の合格によって確かめられた外国人に対して、当該業務を行うために与えられる在留資格であるため、他のビルメンテナンス業務は対象外であり、これに従事することはできません。

Q 5 特定技能所属機関となっている営業所で、建築物環境衛生総合管理業の登録（いわゆる「8号登録」）を受けている場合、ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査等に従事することは可能ですか。

A 5 特定技能（ビルクリーニング分野）は、「建築物内部の清掃」に従事するために必要な技能を有することが技能評価試験の合格によって確かめられた外国人に対して、当該業務を行うために与えられる在留資格であるため、他の業務に従事することはできません。

Q 6 ホテルの客室清掃は、「主な業務」である「建築物内部の清掃」に含まれますか。

A 6 含まれます。「ビルクリーニング分野特定技能1号外国人の職務記述書」において、「床、浴室、トイレ、洗面台等の清掃からアメニティ補充やベッドメイク作業など、衛生かつ美観が整えられた客室を商品として納品するために必要な一連の業務である客室清掃は主な業務に含まれる。」としています。

Q 7 なぜ、「主な業務」の清掃対象から住宅が除かれているのですか。

A 7 ビルクリーニング分野における清掃対象から住宅を除いている背景としては住宅内部が「個人の責任の下で維持管理すべきもの」であることや、住宅内部の清掃が、一般に、別の業種である「ハウスクリーニング業務」であることが挙げられます。

Q 8 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、共同住宅の共用部分の清掃に従事することは認められますか。

A 8 共用部分については、住宅を清掃対象から除いている趣旨である「個人の責任の下で維持管理すべきもの」には該当せず、その清掃に要する技能も、一般的なハウスクリーニング業務とは異なり、特定技能「ビルクリ

ーニング分野」における「建築物内部の清掃」に類似すると考えられるため、「主な業務」として従事して差し支えありません。

Q 9 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、建築物の引渡し前や運用開始の前（入居又は稼働等の前）の清掃業務に従事することは認められますか。

A 9 その清掃業務の対象となる建築物が「多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）」となる予定の建築物であり、かつ清掃作業に要する技能が「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」の試験範囲に対応したものであれば従事して差し支えありません。

Q 10 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、民泊の清掃業務に従事することは認められますか。

A 10 いわゆる「民泊」は、住宅宿泊事業法第 2 条第 2 項の規定により、旅館業を営む者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業と定義されており、その清掃対象が「住宅」であるため、その清掃に「主な業務」として従事することはできません。

Q 11 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、共同住宅の住戸専有部分における居住者退去後の清掃業務に従事することは認められますか。

A 11 その清掃対象が「住宅」であるため、その清掃に「主な業務」として従事することはできません。

Q 12 ビルクリーニング分野の特定技能外国人は「建築物内部の清掃」以外の業務には一切従事することができないのでしょうか。

A 12 「建築物内部の清掃」に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えないとされています。ただし、専ら関連業務に従事することは認められません。

関連業務に当たり得るものとしては、建築物と構造上一体とみなせる部分（犬走・アプローチ等の外周部など）の清掃作業や、資機材倉庫の整備作業などが想定されます。

想定される他の関連業務については、「ビルクリーニング分野特定技能 1 号外国人の職務記述書」（以下「ジョブディスクリプション」という。）を御確認ください。

Q13 日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えないこととされていますが、1日当たり何割程度など、許容される限度はありますか。

A13 特定技能外国人が従事する業務と同等の業務に従事する日本人が通常従事することとなる業務については、本来業務と関連性があると考えられることから、それに従事することは差し支えないとしているものであり、この付随的な業務に従事する活動として許容される具体的な割合は個々に異なります。

Q14 ビルクリーニング分野の特定技能外国人がジョブディスクリプションの「想定される関連業務」に記載されていない作業に、関連業務として従事することは全く認められないのでしょうか。

A14 ジョブディスクリプションの「想定される関連業務」は例示であり、その他の関連業務への従事の一切を禁止するものではありません。一般的に、「建築物内部の清掃」に従事する日本人が通常従事する業務で付随的に従事するものであれば、関連業務としての従事は可能です。

Q15 ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、「建築物内部の清掃」に付随して行う関連業務として、駅や鉄道車両などの清掃作業に従事することは可能ですか。

A15 一般的には、駅や鉄道車両を清掃する業務はビルクリーニング分野の「主な業務」とはみなされないところですが、その清掃作業が、例えば業務内容・技能等の近接性などを有する場合であって、「『建築物内部の清掃』に従事する日本人が通常従事する業務で付随的に従事するもの」であれば、関連業務としての従事は可能です。なお、専ら関連業務に従事することは認められません。

Q16 オフィス、商業施設、集合住宅が一体化した建築物内部の清掃を請け負っている場合において、その請負業務に各住戸内の清掃が含まれている場合、オフィス及び商業施設内部の清掃と合わせて、ビルクリーニング分野の特定技能外国人が、当該住戸内の清掃作業に従事することは可能ですか。

A16 当該建築物の状況や業務内容等について個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難ですが、本制度の趣旨に鑑みて、同一建物内において「『建築物内部の清掃』に従事する日本人が通常従事

する業務で付随的に従事するもの」であれば、関連業務としての従事は可能です。

Q17 受け入れている特定技能外国人が、ビルクリーニング分野の1号技能評価試験だけでなく、他分野の1号技能評価試験にも合格している場合、直接雇用を行っている特定技能所属機関の下で、各分野の技能を要する業務に従事することは可能ですか。

A17 特定技能外国人が、複数の特定産業分野の技能水準及び日本語能力水準を満たした上で、特定技能所属機関において、対応する複数の特定産業分野の業務を行わせるための各基準に適合するときは、法務大臣が当該複数の特定産業分野の業務を指定することで、特定技能外国人は当該複数の特定産業分野の業務に従事する活動を行うことが可能となります。

(特定技能外国人受入れに関する運用要領 第3章第3節)

詳細については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。